

お客様各位

日本航空株式会社

## 2013年 2月 燃油サーチャージ適用額のお知らせ(政府認可申請中)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社は2013年2月1日から適用となる、日本発国際貨物燃油サーチャージを昨日、国土交通省へ申請しました。基準となる2012年12月のジェット燃料の平均価格が1バレル当たり124.55米ドルであったことから、燃油指標価格を「120.00以上125.00未満」とし、サーチャージ額は1kgあたり122円(米州・欧州など遠距離路線)、99円(アジア遠距離路線)、78円(アジア近距離路線)となります。

弊社は2009年度から日本発国際貨物燃油サーチャージの改定時期を年12回(毎月)としており、また、各月の貨物燃油サーチャージ額は「前々月のシンガポール燃油(ケロシン)価格の平均値」を燃油指標価格として決定します。

弊社は最大限の自助努力を行いながら、安定的な貨物輸送サービスの提供に努めてまいります。航空燃油費の一部を引き続きご負担いただくことにつきまして、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

《今回の燃油サーチャージ適用額》

燃油サーチャージ適用額として、①遠距離路線(②、③以外の国際線)¥122/kg、②アジア遠距離路線(③を除くアジア)¥99/kg、③アジア近距離路線(香港、中国、フィリピン、台湾、韓国、グアム)¥78/kgを、国土交通省に認可申請中です。

| 燃油設定指標<br>(米ドル/バレル)                   | 燃油サーチャージ適用額 |            |            |
|---------------------------------------|-------------|------------|------------|
|                                       | ①遠距離路線      | ②アジア遠距離路線  | ③アジア近距離路線  |
| 135.00 以上 140.00 未満                   | ¥137        | ¥108       | ¥84        |
| 130.00 以上 135.00 未満                   | ¥132        | ¥105       | ¥82        |
| (現行適用)<br>125.00 以上 130.00 未満         | ¥127        | ¥102       | ¥80        |
| <b>(今回適用)<br/>120.00 以上 125.00 未満</b> | <b>¥122</b> | <b>¥99</b> | <b>¥78</b> |
| 115.00 以上 120.00 未満                   | ¥115        | ¥93        | ¥73        |
| 110.00 以上 115.00 未満                   | ¥108        | ¥87        | ¥68        |
| 105.00 以上 110.00 未満                   | ¥101        | ¥81        | ¥63        |
| 100.00 以上 105.00 未満                   | ¥94         | ¥75        | ¥58        |
| 95.00 以上 100.00 未満                    | ¥87         | ¥69        | ¥53        |
| 省略                                    |             |            |            |
| 50.00 以上 55.00 未満                     | ¥24         | ¥15        | ¥8         |
| 45.00 以上 50.00 未満                     | ¥17         | ¥9         | ¥3         |
| 40.00 以上 45.00 未満                     | ¥10         | ¥3         | —          |
| 35.00 以上 40.00 未満                     | ¥3          | —          | —          |
| 35.00 未満                              | 廃止          |            |            |

**\*2013年2月1日発行の航空運送状(AWB)から適用させていただきます。**

\*燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用致します。

\*燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用致しません。

\*燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入頂き、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。

\*燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と、同じでなければなりません。

\*他国発貨物につきましても各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。

以上